

四日市市告示第178号

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱（平成24年四日市市告示第223号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(補助金額)</p> <p>第4条 補助金の額は、予算の範囲内で次の各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ハード事業については、前条第2項に規定する補助対象経費に<u>3分の2</u>を乗じて得た額以下とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(支払い)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了の前に補助金の全部又は一部を<u>概算払</u>により交付することができる。</p> | <p>(補助金額)</p> <p>第4条 補助金の額は、予算の範囲内で次の各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ハード事業については、前条第2項に規定する補助対象経費に<u>2分の1</u>を乗じて得た額以下とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(支払い)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了の前に補助金の全部又は一部を<u>概算払又は前金払</u>により交付することができる。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> | <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年3月31日</u>限りその効力を失う。</p> |
|---|--|

第1号様式を次のように改める。

（あて先）四日市市長

住 所

組 織 名

代表者氏名

連 絡 先（電話： _____ ）

四日市市地区防災組織活動補助金交付申請書

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 _____ 円

2. 事業の内容

(1) ソフト事業（本年度に取り組む事業に○をつける）

| | |
|--|--|
| | まちぐるみで行う耐震補強啓発及び家具固定事業 |
| | 津波避難訓練事業 |
| | 地域の助け合いネットワーク（人材・資機材台帳）作り事業 |
| | 避難行動要支援者対策事業 |
| | まちの安全点検ウォーキング事業 |
| | ワークショップ（災害凶上訓練、避難所運営訓練等）事業 |
| | 防災マップ又は地区災害対策本部運営、避難所運営、避難行動要支援者の対策等に係るマニュアルの作成 |
| | 防災センターの見学等の研修 |
| | 機関紙・広報誌の発行 |
| | 防災訓練又は防災講演会の開催 |
| | 要配慮者などの視点を生かし地区で備えるべきものとして避難所運営マニュアル等に位置づけ（予定）の備蓄品見直し事業及びその結果必要となる備蓄品の購入 |
| | その他防災意識及び能力向上のための活動 (_____) |

(2) ハード事業（本年度に取り組む事業に○をつける）

| | |
|--|---|
| | 救助、消火又は避難の用に供する防災資機材の購入及び修繕 |
| | 可搬式動力消防ポンプ及びその付属品の購入及び修繕 |
| | 防災資機材を保管する防災倉庫の設置及び修繕 |
| | 防災訓練時に必要である防災資機材の購入及び修繕 |
| | その他災害発生時及び未然防止に必要である防災資機材の購入及び修繕 () |

3. 経費収支計画

(1) 事業収支計画

| 収入の部 | | 支出の部 | |
|-------|----|-------|----|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 市補助金 | | ソフト事業 | |
| 地元負担金 | | ハード事業 | |
| 計 | | 計 | |

(単位:円)

(2) 事業完了予定日

年 月 日

4. 事業を行うことにより生じる効果

5、事業費の内訳

(1) ソフト事業

| 実施事業名 | 事業概要 | 事業金額 | 補助金額 |
|-------|------|------|------|
| | | 内訳 | |
| | | 内訳 | |
| | | 内訳 | |
| | | 内訳 | |
| 計 | | | |

(単位：円)

第4号様式を次のように改める。

（あて先）四日市市長

住 所

組 織 名

代表者氏名

四日市市地区防災組織活動補助金変更承認申請書

年 月 日付け 危機 第 号一 で交付決定を受けた四日市市地区防災組織活動補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更の概要

2. 変更後の補助金交付申請額 金 円

3. 変更後の事業収支計画
別添事業収支計画のとおり

4. 変更後の事業概要
別添事業概要のとおり

1、 事業収支計画

(1) 収入の部

| 科 目 | 変更前の金額 | 変更後の金額 | 比較増減 |
|-------|--------|--------|------|
| 市補助金 | | | |
| 地元負担金 | | | |
| 計 | | | |

(単位：円)

(2) 支出の部

| 科 目 | 変更前の金額 | 変更後の金額 | 比較増減 |
|-------|--------|--------|------|
| ソフト事業 | | | |
| ハード事業 | | | |
| 計 | | | |

(単位：円)

2、 事業費の内訳

(1) ソフト事業

※変更がない事業についても記載すること

| 実施事業名 | 事業概要 | 事業金額 | 補助金額 |
|-------|------|------|------|
| | | 内訳 | |
| | | 内訳 | |
| | | 内訳 | |
| | | 内訳 | |
| 計 | | | |

(単位：円)

第8号様式を次のように改める。

年 月 日

（あて先）四日市市長

住 所

組 織 名

代表者氏名

四日市市地区防災組織活動補助金実績報告書

年 月 日付け 危機 第 号- で交付決定通知を受けた
四日市市地区防災組織活動補助金について、事業が完了したので、四日市市地区
防災組織活動補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1、 事業完了の年月日

年 月 日

2、 事業の内容および成果

(1) 事業の内容

(2) 事業の成果

3、 収支の状況

(1) 収入の部

| 科目 | 申請時予算額 | 精算額 | 比較増減 |
|-------|--------|-----|------|
| 市補助金 | | | |
| 地元負担金 | | | |
| 計 | | | |

(単位:円)

(2) 支出の部

| 科目 | 申請時予算額 | 精算額 | 比較増減 |
|-------|--------|-----|------|
| ソフト事業 | | | |
| ハード事業 | | | |
| 計 | | | |

(単位:円)

- (3) 補助金の交付申請もしくは変更申請時と金額が相違した理由
(相違がない場合は記載不要)

4、事業費の内訳

(1) ソフト事業

(単位：円)

| 実施事業名 | 事業概要 | 事業金額 | 補助金額 |
|-------|------|------|------|
| | | 内訳 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、告示の日から施行する。

(危機管理統括部危機管理課)